

*用紙が不足する場合はコピーしてお使いください。

組合回覧

令和6年6月19日

有害鳥獣対策委員会よりお知らせ

令和6年度、龍江地区で有害鳥獣にお困りの農家の方

対象鳥獣:ネズミ、うさぎ、くま、イノシシ、もぐら、さる、シカ、
カモシカ、たぬき、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、キツネ他
カラス、むくどり、ヒヨドリ、すずめ、かも、はと、きじ、さぎ他

上記鳥獣の被害にあわれた方は裏面報告書へ記入し、

JA龍江事業所へ報告してください。

※なお、電牧を設置する場合は補助金が出ます。

販売農家のみ対象となります。(10a以下でも)

補助金額:かかった費用の4割(見積書、領収書添付)

補助金受付開始:シーズン開始(5月末)～

※わなの設置については罨免許が必要です。

※補助金についての説明会を後日開催予定です。

問合せ・連絡先

龍江農業委員:大原陽一(中央)

TEL 27-2773 携帯 090-7002-6736 ※留守電機能付き

農家用

鳥獸被害報告書

(住所)

(氏名)

1.鳥獸名

2.農作物名

3.場所

4.被害面積

a

※報告先 JA 龍江事業所 FAX 27-3052